

周南市婚活サポーター登録制度実施要綱

令和5年3月20日要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の起因となる未婚化及び晩婚化が進行する中で、周南市において出会いの機会を創出・拡大し、結婚を希望する人がその希望をかなえるための支援を行う団体を、周南市婚活サポーター（以下「婚活サポーター」という。）として登録する制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(婚活サポーターの要件)

第2条 婚活サポーターとして登録できる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 18歳以上で、かつ、過半数が周南市に在住し、又は周南市にある事業所に勤務する者で構成される団体であること。
- (2) 本制度の趣旨に賛同し、適正かつ継続的に婚活サポーターの活動を行うことができること。
- (3) 宗教団体又は政治活動団体でないこと。
- (4) 団体の構成員及び関係者が、周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 婚活イベントの開催、結婚相談、見合い、結婚のあっせん等を業としていないこと。
- (6) 婚活サポーターの活動をボランティア活動として実施すること。
- (7) 個人情報の適切な収集及び管理ができること。

(婚活サポーターの活動)

第3条 婚活サポーターは、次の活動を行うものとする。

- (1) 婚活イベントの開催その他出会いの機会の創出、結婚の推進に関する事業等の実施
- (2) 結婚に関する情報の収集及び提供
- (3) その他結婚につながる支援

(登録)

第4条 婚活サポーターとして登録しようとする団体（以下「申請者」という。）は、周南市婚活サポーター登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）に周南市婚活サポーター誓約書（別記様式第2号）を添付し、市長に申請するものとする。

2 市長は、婚活サポーターとしての登録を決定したときは、周南市婚活サポーター登録承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた団体は、「周南市婚活サポーター」の名称を使用することができる。

4 市長は、婚活サポーターについて、登録申請書で得た情報を市のホームページ等を活用し、周知に努めるものとする。

5 婚活サポーターの登録期間は、登録した日から3年を経過する日の属する年度の末日までとし、市長は、その間の活動内容について婚活サポーターから関係資料を提出させることができる。

（登録事項の変更）

第5条 婚活サポーターは、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに周南市婚活サポーター登録事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

（1） 第2条の要件を満たしていない又は次条の遵守事項を遵守していないと認められるとき。

（2） 虚偽の申請により登録された団体と認められるとき。

（3） 婚活サポーターから登録の取消しの申出があったとき。

（4） その他婚活サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、登録の取消しを決定した時は、周南市婚活サポーター登録取消通知書（別記様式第5号）により当該婚活サポーターに通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 婚活サポーターは、その活動に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 常に個人情報の保護と人権への配慮に努めるものとし、差別的取扱いをしな

いこと。

(2) 婚活サポーターの地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動、政治活動、営利を目的とした活動その他婚活サポーターの活動以外の活動を行わないこと。

(3) 婚活サポーターの活動により知り得た秘密を漏らさないこと。婚活サポーターを退いた後も同様とする。

(4) 婚活サポーターの信用を失墜させる行為を行わないこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。